

【参考】介護保険住宅改修施工事業所向けQ&A

問1 住宅改修の複数事業者からの見積書の取得について、申請の際には複数の見積書を必ず提出しなければならないのか。

(答) 国は、住宅改修に係る工事費用の適正化のために複数の施工業者による相見積りの取得を勧奨しており、その点についてこの度介護支援専門員が被保険者に対して説明することを義務化したところです。しかしながら、相見積りを取得することについては最終的に被保険者自身の選択に委ねられており、必ず取得しなければならないもの（被保険者としての義務）ではありません。申請時においては、最終的に選定した施工業者からの見積書のみを提出してください。

問2 令和2年9月以降、見積書については市が指定する見積書の様式でないを受け付けてもらえないのか。

(答) 原則として市の指定する様式を用いてもらうこととしますが、事業者所定の様式であっても、市の様式に準じたものであれば受け付けは可能です。但し、必要項目が無い場合は差替えを求めることがあります。